

[事案 24-62] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 25 年 2 月 18 日 和解成立

<事案の概要>

錯誤もしくは詐欺により加入したとして契約の無効と既払保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

夫を契約者とし、夫、自分、子を被保険者とする他社契約に加入していたが、夫が相手方保険会社との間で夫のみを被保険者とする保険契約に加入することとなったため、募集人は、夫に対して、自分の契約を別に勧誘し、自分で申込書等を記入して、平成 16 年 11 月に利率変動型積立終身保険に加入した。その際、夫から、保険を切り替えること、以前の他社契約と内容が変わらないことを聞かされた。また、募集人からは「ご主人が納得している契約である」と言われたが、実際には夫は募集人から本契約の説明を受けておらず、他社契約と内容が異なることが判明したので、契約を無効とし、既払保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 加入時に「当時加入の他社契約と変わらない内容での切替」との要望があったか否かについては、募集人が既に退職しており把握できていないが、「以前と変わらない保険」であるかについては、「以前の保険」について何ら証拠書類が提示されておらず、判断不能である。
- (2) 申立人は、夫に契約締結の代理権を授与していたものと考えられるが、募集人は、本契約の内容について代理人である夫に対して設計書に基づき説明を行っており、また、募集人は、申立人に対しても非対面ではあるが、電話によって直接説明を行っている。なお、本件加入時において募集人は遠隔地にいたが、他の職員による加入同意確認、被保険者に対する面接士による健康確認（告知）を通じて加入手続の正当性について担保している。
- (3) 募集人は、申立人の代理人である夫に、設計書に基づきその契約内容を説明したのであるから、契約内容について誤信するとは考えられない。仮に、夫が誤信していたとすれば、夫に重大な過失があったと考えざるを得ないことから、申立人において錯誤無効を主張することはできないと考える。
- (4) 申込書その他の資料を提示し説明のうえ申込書を受領しており、欺もう行為も見出せないことから、詐欺取消の適用もない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

審理の結果、下記の事情を踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険紛争解決機関「業務規程」第 34 項第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 錯誤無効について

- (1) 申立人は、本契約が他社契約と同じか、近似した契約であると誤信して契約したと主張するが、他社契約は申立人の夫を主たる被保険者とする連生保険で、契約内容も全く異なった内容であり、申立人の主張どおりに誤信したとすれば、契約の要素に錯誤があったことになる。

(2)しかし、仮に錯誤があったとしても、申立人は、他社契約の保険証券等と比較したり、夫に問い合わせるなど、わずかな注意をすれば、かかる誤信をしなかったことは明白であり、錯誤につき重大な過失があることから、民法 95 条ただし書きにより、無効を主張することはできない。

2. 詐欺による取消について

申立人の主張によっても、募集人が虚偽の事実を告げたとする事実は、「ご主人には説明しています。」と告げたというのみであり、この募集人の発言で、申立人は夫が承諾していると誤信して契約をしたものと推定されるものの、かかる発言をもって意思表示の効力を否定すべき違法な欺もう行為であると認定することは困難であることから、詐欺による取消を認めるまでには至らない。

3. 和解の提案

(1)以上のように、本件で法律上契約を取消し、あるいは無効であると認定することは困難であるが、本件では以下のとおり募集行為に看過できない瑕疵がある。

(2)申立人の夫は、自己の保険について事前に他社契約の保険証券を示して、内容がそれほど変わらない保険を求めたにもかかわらず、募集人は、死亡保障こそそれほど変わらないものの、他社契約とは明らかに内容の異なる保険契約をわずか 20 分（書類作成時間を含む）の説明で申込をさせており、ほとんど他社契約との差異を説明しないまま申込をさせている。

(3)申立人の契約は、申立人の夫の契約と商品の種類としては同一であるものの、特約の内容等が異なっているので、募集人としては、別個に十分な説明をするべきであるのに、申立人の夫にもこれを説明していないにもかかわらず、申立人に対し、わずか 5 分間の電話でのみ募集行為を行っている。

(4)保険契約を募集するに当たっては、面談の上、契約者が理解できる程度に十分な説明を行うべきであり、遠隔地であるとしても、他の職員に説明を委ねるか、これができない事情があるならば、十分な時間的余裕をもって設計書やパンフレットなどを送付した上で、電話などで時間をかけて説明するべきであるにもかかわらず、募集人は、申立人に対し、全く説明をせず、時間が迫っていることを理由に直ちに申込書の返送をするべく要請しているが、この時間がないというのは、保険会社及び募集人の事情によるものである。

(5)以上の事実から推測するに、本件では、申立人が本契約について夫が十分な説明を受け納得したと誤信している状態を募集人が利用し、かつ、募集人側の事情で申込書の返送を急がせたことにより、申立人が夫と相談する余裕なく申込をなさせた可能性が高いと判断せざるを得ず、従って、当審査会は、本件募集行為は違法とまでは言えないものの、著しく不適切な募集行為であると判断せざるを得ない。